



(答えは1ページ)

## 「クロスワードパズル」に挑戦しよう!

(○の中に当てはまる言葉(カタカナ)のヒントは文中にあるよ!)

- た  
て  
よ  
こ
- 1 景品を配り、閉めきった会場に人を集めて異様な雰囲気の中で高額な商品を守る○の○○商法
  - 2 各家庭を訪れて商品やサービス売る方法
  - 3 消費者○の○○○が受けられることも消費者の権利!
  - 4 電話など呼び出し商品売る○の○○○○○○○セールス
  - 7 消費者が頭を冷やして再考する機会を与えるための制度
  - 8 必要な○○○○○が得られ、適切な選択ができることは、消費者の権利です
- よ  
こ
- 4 ○の○○○が確保される消費者の権利
  - 5 意見が○○○される消費者の権利
  - 6 ○○○の救済が得られることも消費者の権利
  - 7 信用をもとに商品等を購入し、支払いは、後日、銀行等から引き落とされる○の○○○○取引

## 消費者基本法「消費者の権利の尊重と自立支援」

1968年に制定された「消費者保護基本法」をもとに、消費者の保護が進められてきましたが、規制緩和や高度情報通信社会の進展で、消費者トラブルの内容も複雑化してきたため、新しい時代に対応する法律「消費者基本法」が2004年6月に公布・施行されました。

- ◎消費者の権利の尊重及びその自立の支援  
 ◎消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保、消費者の年齢等に配慮された消費者の自立支援  
 ◎高度情報通信社会への対応、国際的な連携及び環境の保全に配慮した消費者政策の推進

基本理念

フムフム、悪天候で野菜が値上がり...



情報を得るため日ごろから新聞をよく読む。予算にあった合理的な選択ができるかな?

無料体験

今だけのお買い得



新聞の折り込み広告や雑誌の広告内容が、誇張されていないかよく考えてみよう。



消費者の権利

- 安全が確保されること
- 必要な情報を知ることができること
- 適切な選択が行えること
- 被害の救済が受けられること
- 消費者教育を受けられること
- 意見が反映されること

### 契約で困った、おかしいと思ったら...

消費生活総合センターへ相談しましょう。消費生活情報として図書や雑誌、ビデオの閲覧・貸し出しも行っていきます。

### 横浜市消費生活総合センター

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 TEL:845-7722 (ゆめおおかオフィスタワー4・5階)

### 消費生活相談

(年末年始、祝日を除く9:30~16:00)

TEL:845-6666 FAX:845-7720

<http://www.yokohama-consumer.or.jp>

携帯電話向けの情報を発信(モバイル版ホームページアドレス)

<http://www.yokohama-consumer.or.jp/i/ind/html>

消費者教育学習資料(中学生向け)

編集:消費者教育推進ワーキンググループ

発行:横浜市経済観光局消費経済課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL:671-2568 FAX:664-9533

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai>

平成18年4月

横浜市広報印刷物登録第170500号

種別・分類C-HA040



このリーフレットは、古紙配合率100%再生紙、大豆油墨を使用しています。